

事 務 連 絡

令和 5 年 11 月 20 日

一般社団法人日本青果物輸出促進協議会 会長 菱沼義久 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

令和 5 年度インド向けりんご生果実の査察に係る費用の支払いについて

日頃より植物防疫行政への御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

インド向けりんご生果実については、二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領（令和 5 年 9 月 6 日 5 消安第 3182 号消費・安全局長通知。以下「通知」という。）の別紙 2 第 42 のとおり登録選果こん包施設、登録低温処理施設及び登録くん蒸処理施設についてインド側植物検疫当局の査察を受けることとなっております。今年度のインド側植物防疫機関の検査官による査察は下記のとおり行われましたので、貴協議会におかれましては費用の支払い手続き方よろしくお願いいたします。

記

1. 査察の要請のあった都道府県

青森県

2. 費用の負担

通知第 17 の 4 により、インド側植物防疫機関の検査官の招へいに係る費用は、登録選果こん包施設、登録低温処理施設及び登録くん蒸処理施設（以下「関係者等」という。）が負担することとしています。負担額は登録申請のあった関係者等に応じて分担することとし、本年度の費用負担について当課から関係者の了解を得ています。今年度登録申請があった関係者は別紙 1 のとおり。

3. 金額の詳細

インド植物検疫当局から、日本側の査察費用負担は往復航空券、国内旅費及び派遣検査官への日当である旨連絡がありました。なお、派遣検査官への日当の請求書は別紙2のとおり。

4. 査察の実施状況

査察検査官氏名：Gyaneshwar Banchhor

詳細は別紙3のとおり。

5. 査察結果

査察の結果すべての施設が検疫条件を満たしており、問題ない旨の発言がありました。なお、今シーズンはインド側の都合により検査官派遣が後ろ倒しとなったため、特例措置として査察に先立ち輸出を開始することが認められています。

6. 支払い

貴協議会におかれましては、別紙1の関係者から集金頂きますよう願います。

以上